

✓旧資金運用部資金
旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金 } 補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 にしを付けること。

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：農業集落下水道事業特別会計

事業名	農業集落排水事業		
事業開始年月日	昭和61年10月25日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 ✓非適用
団体名	都城市	職員数 (H20. 4. 1現在)	6
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	404円（18年度）	公営企業債現在高（百万円）	5,740（19年度）
累積欠損金（百万円）	（年度）	利益剰余金又は積立金（百万円）	0（19年度）
不良債務（百万円）	（年度）	財政力指数	0.512（19年度）
資金不足比率（%）	0（19年度）	実質公債費比率（%）	12.9（19年度）
		経常収支比率（%）	88.1（18年度）

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<p>✓ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容</p> <p>旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし</p>
<p>〔合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町〕農業集落排水事業については、旧都城市に3処理区、旧山之口町に3処理区、旧高城町に3処理区、旧山田町に2処理区、旧高崎町に1処理区あり、合併後は12処理区となっている。合併に伴い、12処理区の管理については、農業集落下水道事業特別会計で統一して運営している。</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	都城市公営企業（農業集落下水道事業）経営健全化計画
計画期間	平成20年度～24年度
計画策定責任者	都城市長 長峯 誠
既存計画との関係	行財政改革大綱、集中改革プラン（H17～21）との連携を図る。
公表の方法等	市のホームページで公表（公表前に議会に対して報告・説明を行う）
基本方針	歳入面においては、接続率の向上及び料金体制の見直しにより使用料の増収を図るとともに、歳出面においては、執行体制の見直し等、経営の安定化に努める。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	66.8	7.2		74.0
	補償金免除額	14.3	1.9		16.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	(33.1)			(33.1)

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業（農業集落排水施設）	66,775	7,187		73,962
合 計 (A)		66,775	7,187		73,962
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		66,775	7,187		73,962

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業（農業集落排水施設）	(33,030)			(33,030)
合 計 (A)		(33,030)			(33,030)
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		(33,030)			(33,030)

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「上記のうち一般会計負担分」は、繰上償還等に基づく公営企業債に対する一般会計繰上金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>本市は、市内の12地区において農業集落排水事業を実施しているが、いずれの地区も高齢化率が高く、人口も横ばい若しくは減少傾向にあり下水道事業経営が厳しい状況にある。</p> <p>農業集落排水施設への接続率は、供用開始年度にもよるが地区により偏りがあり、一部の地区においては50%前後になっている。本市の下水道使用料金については、旧市町の料金を適用しているが、平成23年1月を目途に料金の統一化を図る計画である。類似団体との比較では、「処理人口1人当りの維持管理費」が平均の75%程度、「処理人口1人当りの資本費」でも平均の83%と経済的であるが、使用料単価は平均の73%となっており、低い水準となっている。なお、施設の維持管理については全て民間委託としている。</p>				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>接続率の向上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">接続率の向上が、安定した歳入の確保につながるため、接続者数の増加を図る必要がある。</td> </tr> </table>	課 題	接続率の向上	接続率の向上が、安定した歳入の確保につながるため、接続者数の増加を図る必要がある。	
	課 題	接続率の向上			
	接続率の向上が、安定した歳入の確保につながるため、接続者数の増加を図る必要がある。				
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>料金体制の統一</td> </tr> <tr> <td colspan="2">料金については現在旧市町の料金を適用しており、処理区によって料金にばらつきがあるため、平成23年1月を目途に統一を行い、歳入の増収を図る。公共下水道とも料金体制の整合を図る必要がある。</td> </tr> </table>	課 題	料金体制の統一	料金については現在旧市町の料金を適用しており、処理区によって料金にばらつきがあるため、平成23年1月を目途に統一を行い、歳入の増収を図る。公共下水道とも料金体制の整合を図る必要がある。	
	課 題	料金体制の統一			
	料金については現在旧市町の料金を適用しており、処理区によって料金にばらつきがあるため、平成23年1月を目途に統一を行い、歳入の増収を図る。公共下水道とも料金体制の整合を図る必要がある。				
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>維持管理費の削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2">維持管理費については既に民間委託であり、運転管理も常駐でなく巡回監視としているため削減の余地は少ないと思われるが、今後委託方式の見直し及び処理工程の検討により、さらなる経費節減に努めたい。</td> </tr> </table>	課 題	維持管理費の削減	維持管理費については既に民間委託であり、運転管理も常駐でなく巡回監視としているため削減の余地は少ないと思われるが、今後委託方式の見直し及び処理工程の検討により、さらなる経費節減に努めたい。		
課 題	維持管理費の削減				
維持管理費については既に民間委託であり、運転管理も常駐でなく巡回監視としているため削減の余地は少ないと思われるが、今後委託方式の見直し及び処理工程の検討により、さらなる経費節減に努めたい。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>給与水準・定員管理の適正合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給与水準は、国家公務員の給与に準じて、適正化を図ってきたが、定員について計画的に更なる合理化を図る必要がある。</td> </tr> </table>	課 題	給与水準・定員管理の適正合理化	給与水準は、国家公務員の給与に準じて、適正化を図ってきたが、定員について計画的に更なる合理化を図る必要がある。		
課 題	給与水準・定員管理の適正合理化				
給与水準は、国家公務員の給与に準じて、適正化を図ってきたが、定員について計画的に更なる合理化を図る必要がある。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td></td> </tr> </table>	課 題				
課 題					
留意事項	<p>接続率向上のため、地元管理組合を設立し、推進活動を行っている。</p>				

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）

（ 1 ） 収益的収支、資本的収支

区分	年度	(単位:百万円, %)									
		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
収益的収入	1 総収入	209	236	248	269	440	449	458	460	463	467
	(1) 営業収入	63	69	76	75	76	78	79	80	91	91
	ア 料金収入	63	69	76	75	76	78	79	80	91	91
	イ 受託工事収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 営業外収入	146	167	172	194	364	371	379	380	372	376	
ア 他会計繰入金	142	167	172	194	364	371	379	380	372	376	
イ その他	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益的支出	2 総費用	218	234	252	272	282	273	269	260	257	254
	(1) 営業費用	89	107	108	132	146	143	145	144	147	149
	ア 職員給与	12	12	9	29	42	37	37	37	37	37
	イ うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イ その他	77	95	99	103	104	106	108	107	110	112	
(2) 営業外費用	129	127	144	140	136	130	124	116	110	104	
ア 支払利息	129	127	144	140	136	130	124	116	110	104	
イ うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収支差引(A)-(D)(E)	-9	2	-4	-3	158	176	189	200	206	213	
資本的収入	1 資本的収入	844	587	342	405	83	128	137	60	54	55
	(1) 地方債	300	164	45	80	0	40	66	0	0	0
	(2) 他会計補助金	169	216	241	231	82	88	71	60	54	55
	(3) 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国(都道府県)補助金	313	166	44	81	0	0	0	0	0	0
	(6) 工事業負担金	1	8	1	1	1	0	0	0	0	0
(7) その他	61	33	11	12	0	0	0	0	0	0	
2 資本的支出	855	586	345	405	241	304	326	260	260	268	
(1) 建設改良費	710	421	150	193	15	25	15	15	15	15	
うち職員給与	36	37	38	12	0	0	0	0	0	0	
(2) 地方債償還金(H)	138	165	195	212	226	279	311	245	245	253	
(3) 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 他会計への繰出金	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収支差引(F)-(G)(I)	-11	1	-3	0	-158	-176	-189	-200	-206	-213	

(単位:百万円, %)

区 分	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
収支再差引 (E)+I) (J)	-20	3	-7	-3	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金 (L)	27	7	10	3	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	7	10	3	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支黒字 (P)	7	10	3	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤字 (Q)										
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	59	59	55	56	87	81	79	91	92	92
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金不足額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)	63	69	76	75	76	78	79	80	91	91
資金不足比率 (R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金現在高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債現在高	6,250	6,250	6,099	5,967	5,740	5,502	5,257	5,012	4,767	4,513
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	6,250	6,250	6,099	5,967	5,740	5,502	5,257	5,012	4,767	4,513
うちその他に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
収益的収支分	142	167	172	194	364	371	379	380	372	376
うち基準内繰入金	27	7	23	22	294	306	313	316	315	318
うち基準外繰入金	115	160	149	172	70	65	66	64	57	58
うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てんのもの	115	160	149	172	70	65	66	64	57	58
資本的収支分	169	216	241	231	82	88	71	60	54	55
うち基準内繰入金	59	59	58	70	67	64	56	45	39	40
うち基準外繰入金	110	157	183	161	15	24	15	15	15	15
うち赤字補てんのもの	110	157	183	161	15	24	15	15	15	15

(3) 経営指標等

(単位：%)

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)										
料金回収率 (%)	20.6	19.8	19.2	17.0	52.0	54.5	54.8	55.4	61.6	60.9
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	58.7	59.2	55.4	55.6	100.0	92.7	88.5	100.0	100.0	100.0
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)										
収益的収入分 (%)	68.1	70.9	69.5	72.2	82.7	82.7	82.7	82.6	80.4	80.5
うち基準内繰入金 (%)	13.0	3.1	9.5	8.3	66.7	68.2	68.4	68.6	68.2	68.0
うち基準外繰入金 (%)	55.1	67.8	60.0	63.9	16.0	14.5	14.3	14.0	12.2	12.5
うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てんのなもの (%)	55.1	67.8	60.0	63.9	16.0	14.5	14.3	14.0	12.2	12.5
資本的収入分 (%)	20.1	36.9	70.5	57.1	51.8	68.3	51.4	30.3	26.5	25.9
うち基準内繰入金 (%)	7.0	10.2	17.2	17.4	42.6	49.2	40.5	22.8	19.2	18.9
うち基準外繰入金 (%)	13.1	26.7	53.4	39.7	9.2	19.1	10.9	7.5	7.3	7.0
うち赤字補てんのなもの (%)	13.1	26.7	53.4	39.7	9.2	19.1	10.9	7.5	7.3	7.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率(%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100
 - (5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 + 地方債償還金) × 100
 - (6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100
 - (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
 - (8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業(下水道事業のみに)) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
- ・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100
 - 1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ)) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの))
- 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
- ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量
- (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
- ・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
<p>1 料金設定の考え方、料金収入の見込み</p>	<p>(料金設定の考え方) 1. 料金については、旧市町の体制(従量制と人頭制)となっているため平成23年1月を目途に公共下水道も含めて段階的に統一することとしている。 (料金収入の見込み) 1. 平成20年度は、接続率の向上を図りつつ、他市の状況を調査し、料金統一方法の検討を行う。平成21年度は使用料審議会の開催、さらに料金徴収のための関係各課協議を行い、適正な料金体制及び徴収方法及び徴収方法を確立する。平成22年度の議会議決後、住民への周知を図り、平成23年度から料金収入増を見込んでいく。</p>
<p>2 他会計繰入金の見込み</p>	<p>使用料収入では、汚水処理経費がまかなえない状況であり、資金ベースでの収支不足額については、一般会計からの繰入を見込み計上している。しかし今後繰入金については、接続率向上・料金の適正化・徴収率アップ・維持管理費削減等によりできる限り圧縮していきたい。</p>
<p>3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み</p>	<p>(大規模投資の有無) 現在のところ大規模な改修計画はない。 (資産売却等) 売却できる資産は有していない。</p>
<p>4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの</p>	<p>1. 現在の農業集落排水処理施設への接続率は処理区の供用開始年度に違いがあるため、94%～15%程度となっているが、全ての処理区で90%程度まで持っていく必要がある。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれの具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項目	目的	具体的内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	の課題番号	
地方公務員の職員数の純減の状況		合併に伴う組織機構の見直しや事務事業等の見直し、業務の民間委託等の推進により、集中改革プラン(計画期間:H17~H21)の期間内に行革推進法及び骨太方針2006で要請されている削減率5.7%を上回る7.32%(128人)の削減を行うこととしている。また、集中改革プラン終了後も事務の効率化等を検討し、適正な人員管理に努めている。なお農業集落排水事業での取り組みとして、H20.4.1に、7人から6人とし1人減を行っている。
給与のあり方		
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		平成18年4月から国公に準拠し、給与構造の見直しを行っており、その主たる査定昇給の導入に関しては、新人事評価制度を平成20年度までに構築し、平成22年度から副主幹以上に導入する計画である。また、地域手当については、原則支給しないこととししており、今後も国公準拠で対応していくもの。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		平成19年度から行財政改革を行う5年間で(23年度まで)、現業部門の業務について計画的に民間委託を推進することを行財政改革大綱の中で平成19年1月に公表し、見直しを図ることとしている。今後は、技能労務職については、不採用とするとともに、一般行政職への任用換えを実施している。また農業集落排水事業においては現在技能労務職員は存在しないが、今後も市全体の方針と同様の取り組みを行う。
退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特昇退職手当は、合併時の平成18年1月に解消した。
福利厚生事業のあり方		福利厚生事業については、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(総務事務次官通知)に従い、任氏の理解が得られるものとなるよう、毎年度、事業の点検、見直しを行うとともに、公費負担分の事業の実施状況について公表している。 平成18年度では、事業の性格に応じて公費と会費の負担割合を定め、公費負担額の使途を明確にするとともに、事業の整理・統合を行い、公費負担額を職員の本俸の1,000分の8から1,000分の6に引き下げた。負担割合としては1対1となっている。また、健保組合への事業主負担割合については、宮崎県市町村職員共済組合の予防的医療費削減の取組に協力し、公費負担額の適正化を図るもの。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等		
維持管理費等の削減その他経営効率化に向けた取組		本市は、市町村合併に伴い、12処理区の施設を管理することとなったが、運転管理職員も常駐ではなく、週1~2回の巡回監視を行っているっており、削減の余地は少ないと思われる。しかし、処理技術も進歩しており、今後は処理方式についても検討を行い、コスト削減に努めたい。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		処理場のコスト削減を図るため、包括的民間委託の導入について検討を行う。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による減入の確保		本市においては、合併に伴い使用料に格差があったため、平成23年1月を目的に料金を統一し、適正な料金水準とすることとしている。（平成20年度：接続率向上、他市の状況調査、料金統一方法の検討 平成21年度：適正な料金体制及び徴収方法の確立 平成22年度：議会議決と住民周知 平成23年度：料金収入増を見込み）
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報公開		財政状況については、現在広報等でも公表しているが、今後もホームページ等で公開する予定としている。
行政評価の導入		市全体として効果的で行財政運営に有効である政策評価に関する制度の導入に着手したところである。平成19年度にシステム構築、平成20年度及び21年度でシステムの運用・改善、システムの確立、平成22年度から本格運用というスケジュールで導入を進めている。
5 その他		処理区によって接続率に大きな差があり、未接続が大きい処理区は、建設に投じた多額の費用が有効に利用されないばかりか農業用水の水質保全と環境改善を図る本来の目的についても果たせていない。今後、未接続理由の分析や整理を行い、効果的な水洗化促進を図る。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

注2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

注3 必要に応じて行を追加して記入すること。

緑上償還に伴う経営改革促進効果
主な課題と取組み及び目標

1

課題		取組み及び目標
1	職員数の削減や人件費の総額の削減	処理場の運転管理は、供用開始時から委託しており、人件費の抑制に努めているが、平成20年4月から職員を1名削減し、職員6名で農業集落排水事業を行っているところである。今後、集中改革プランに沿って定員管理を行い、その後も、引き続き事務の効率化にともなう人員削減の方策を検討する。
2	経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金については、平成23年1月を目的に改正を行い、合併後の料金統一と適正な料金体制とする予定である。
3	一般会計等からの基準外繰出しの解消等	今後、接続率の向上や料金の改定を行い歳入確保に努める。
4	その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組として、に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年間の間に実施したものに限る。)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト削減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ別の合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 繰越欠損金」欄に記入する「繰越欠損金」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(繰越欠損金)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「繰越欠損金」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の繰越欠損金)に記入する場合同様に、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の繰越欠損金に記入する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の繰越欠損金に記入する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の繰越欠損金に記入する際には当該資金の繰越欠損金を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。)
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

